

山梨県公報

第二千四百九十五号

平成二十七年

三月二十三日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定の予定……………	一九三
○道路の供用開始(三件)……………	一九三
○道路の区域変更(三件)……………	一九四
○河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議(三件)……………	一九五
○基本測量の終了……………	一九六
○土地区画整理組合の設立認可……………	一九六
教育委員会	
○山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則……………	一九六

告示

山梨県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字スノ子澤一四二九五(次の図に示す部分に限る。)、一四二九六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲斐菅安線	南アルプス市野牛島字新見屋敷 一八二八番の八八地先から 南アルプス市野牛島字新見屋敷 一八二八番の一三三三先まで		一三六・八	平成二十七年三月二十三日

山梨県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日

種類	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	精進湖畔線	南都留郡富士河口湖町精進字他 手合四八三番の一地先から 南都留郡富士河口湖町精進字大 窪二六二番の一地先まで	二五九・三	平成二十七年三月二十 五日

山梨県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井甲州線	笛吹市御坂町栗合字原町七番の 一地先から 笛吹市御坂町栗合字山ノ神一七 九番の一地先まで	七・五	平成二十七年三月二十 三日	

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員	延長
---	---	----	-------	----

の別	延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
旧	一四・六 二六・六	七・四 五〇・九	二五七・二
新	二二・九 四〇・〇	七・四 五〇・九	二五七・二

山梨県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年四月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 精進湖畔線
- 三 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町精進字他手合四八三 番の一地先から 南都留郡富士河口湖町精進字大窪二六二番 の一地先まで	新	七・四 五〇・九	二五七・二	二五七・二
	旧	七・四 五〇・九	二五七・二	二五七・二

山梨県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十七年四月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町若神子字竜ノ口三〇四一番の六地先から 北杜市須玉町若神子字竜ノ口三〇四一番の五二地先まで	一八・四〇 四五・〇	一二・八〇 四三・三		二八・〇

山梨県告示第八十六号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 河川の名称 富士川水系 平等川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 甲府市西高橋町字欠間五百五十六番二十九地先から甲府市西高橋町字濁川端四百九十八番一地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 甲府市長 樋口 雄一
 - 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一
- 五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩（堤内地側の道路を形成する為の法面及び構造物を含む）、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、

維持又は修繕

- 2 堤外地における路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成二十七年三月二十三日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第八十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 河川の名称 富士川水系 八糸川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 南アルプス市和泉字出道四百四十四番地先から南アルプス市東南湖字横川八百四十八番二地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 南アルプス市長 中込 博文
 - 2 住所 南アルプス市小笠原三七六
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、関係図書に示す横断面の占用範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成二十七年三月二十三日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第八十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、

山梨県国土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 河川の名称 富士川水系 貢川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 甲斐市竜王新町字五反田千二百二十四番一地从先から甲斐市大下条字上河原千六百二十六番一地从先まで及び甲斐市大下条字金ノ尾五百八十七番一地从先から甲斐市大下条字金ノ尾五百七十六番一地从先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 甲斐市長 保坂 武
 - 2 住所 甲斐市篠原二千六百十番
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、関係図書に示す平面図の①の範囲における当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持及び②の範囲における当該路肩からブロック積の基礎までの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成二十七年三月二十三日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

公 告

● 基本測量の終了
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量及び電子基準点現地調査）
- 二 測量の地域 （国土調査に伴う基準点測量）
上野原市、南巨摩郡早川町及び南巨摩郡南部町

（電子基準点現地調査）
甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南都留郡道志村、南都留郡富士河口湖町及び北都留郡小菅村

三 測量の期間 平成二十六年六月二十五日から平成二十七年二月二十七日まで

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

平成二十七年三月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称 上野原市上野原駅南土地区画整理組合
- 二 事業施行予定期間 平成二十六年年度から平成三十年年度まで
- 三 施行地区 上野原市大字新田字篠久保、字川井田、字稲干場、字腰巻及び字清水の各一部
- 四 事務所の所在地 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十七年三月二十三日
- 六 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 上野原市役所の掲示板に掲示して行う。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育委員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

山梨県教育委員会

委員長 石 川 洋 司

山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則
 山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年山梨県教育
 委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「又は高等学校」を、「高等学校若しくは就学前の子どもに關
 する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第
 二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この号において「幼保連携型認定
 こども園」という。）に、「以下」を「次条第二項第二号において」に改め、「とていう。」
 の下に「又は県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法（昭和二十六年法律
 第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（次条第二項第二号において「県内社
 会福祉法人」という。）を加える。」

第三条第二項第二号中「県内学校法人」の下に「又は県内社会福祉法人」を加える。

第一号様式及び第四号様式中

事項	開設者
教職についての省察並びに子どもの変化、 教育政策の動向及び学校の内外における連 携協力についての理解に関する事項	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に 関する事項	

修了（履修）年月日	対象免許種
年 月 日	/
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
	栄・養・栄 教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

領域	開設者
必修領域	
選択必修領域	
選択領域	

修了（履修）年月日	対象免許種

年 月 日	/
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

に改める。

第五号様式中

事項	開設者	修了（履修）
教職についての省察並びに子どもの 変化、教育政策の動向及び学校の内 外における連携協力についての理解 に関する事項		年 月
教科指導・生徒指導その他教育の充 実に関する事項		

年月日	/		
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
	必修領域	開設者	修了（履修）
	選択必修領域		年 月 日
	選択領域		年 月 日

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一号様式、第四号様
 式及び第五号様式の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
 （経過措置）

2 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に教育職員免許法（昭和二十四年

法律第四百七十七号。以下この項において「免許法」という。) 第七条第四項の規定により証明書の発行を受けた者が、同日以後に免許法第九条の二第一項の規定による申請、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号) 附則第九条第一項第一号の規定による申請又は同条同項第二号の規定による申請を行う場合には、この規則による改正前の山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に關する規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。